平成２８年度英語指導講師業務委託に係るプロポーザル実施要領

１　趣旨

館山市教育委員会が平成２８年度に小中学校で行う英語指導講師業務を委託するに当たり，専門的知識や経験等を生かし，より効果的・効率的に事業を実施できる事業者に委託する為，公募型プロポーザル方式により委託候補事業者を選定する。

２　事業の概要

（１）事業名称

英語指導講師業務委託

（２）業務内容

平成２８年度英語指導講師業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（３）提案上限額　　金８，４８６，０００円（消費税相当額を含む金額）

３　参加資格

（１）公告日現在，平成２７年度館山市入札参加適格者名簿に登載されており，委託の分類「(大分類）１４人材派遣（中分類）０５外国語指導助手（ＡＬＴ)」で登載されている者

（２）本件プロポーザルの公告日から当該審査日までの間に，館山市において入札参加停止の措置期間中でないこと。

（３）館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者

（４）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者のほか，次のいずれにも該当しない者

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者

イ　対象工事の入札日前６ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

（５）過去５年以内に，国又は地方公共団体において外国語指導助手（ＡＬＴ）に関する業務を受託し，契約を履行完了した実績がある者（複数年契約で履行を継続している場合は１年以上経過している者）

４　業者選定スケジュール

業者選定等に関するスケジュールは次のとおりとする。

内　　容	期　　日
事業告示	平成２８年１月２５日（月）

質問受付期限	平成２８年１月２９日（金）　正午
質問回答（館山市ホームページ）	平成２８年２月　２日（火）　正午
企画提案書提出期限	平成２８年２月１０日（水）
ヒアリング審査	平成２８年２月１５日（月）　時間未定
業者決定通知	平成２８年２月１７日（水）

５　企画提案の方法

企画提案に参加を希望する者は，次により申請すること。

（１）提出書類

ア　企画提案書（任意様式）

(ｱ)　審査用企画提案書（１０部）に社名等を記載しないこと。審査員が提案者を特定できる記載をしないこと。

(ｲ)　企画提案書のサイズはＡ４版（縦書き・横書きは不問），フォントは１２Ｐとする。

(ｳ)　高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。

(ｴ)　仕様書「２事業の目的・６業務内容」の内容について，「業務に取り組む基本的な考え方」，「具体的な実施内容」，「業務執行体制」，「業務実績」，「その他業務実施に必要と考える事項」を含めること。なお，「業務執行体制」については，以下の４点について特に留意すること。

①講師の指導力等

・外国語指導講師経験３年以上である。

・英語を母国語とするネイティブスピーカーであり，尚且つ中学校の英語スピーチコンテストで発声指導することができる。

・中学校においては，英作文の添削等，英文法を指導することができる。

・児童生徒の理解度に合わせ，会話や授業の難易度を調整することができる。

・教職員及び児童生徒と良好なコミュニケーションを図ることができる。

・業務履行に係る講師の配置計画（人数等）

・如何なる場合であっても，相応の事由がない限り業務不履行は認めない。

②講師の事前の教材研究

・授業プラン若しくは指定された教材の内容に即した活動，歌，ゲーム，資料等を用意することができる。

③業者の講師に対する対応

・講師の指導力に対し，学校から要望が出された場合，講師に対し迅速な指導・指示・命令をすることができる。

・講師の授業を参観し，児童生徒にとって楽しく，分かりやすい授業へと改善する為の具体的な指導をすることがきる。

・履行期間中の講師は原則同一講師とし，止むを得ず変更する場合は事前協議する。

④業者の持っている教材や指導プランの質

・小学校では「Hi,friends!」，中学校では「NEW HORIZON」に即した教材や指導プランを学校へ提供することができる。
・会社の持っている教材や指導プランを駆使した授業ができるよう，講師に研修を受けさせている。
・教材については，教師が活用するフラッシュカードと児童生徒が活用するミニカードの両方が充実している。

(ｵ) 提出部数は，正本１部（社名等有），審査用１０部（社名等無）とする。

イ 経費見積内訳書

(ｱ) 経費見積書のサイズはＡ４版（縦書き・横書きは不問）とする。

(ｲ) 経費見積書は，２ページ以内（表紙を除く）とする。

(ｳ) 提出部数：１部

(ｴ) 仕様書に掲げる業務について，着手から完了までにかかる全ての経費の内訳を記載すること（消費税額を明記）。

(ｵ) 事業所名，所在地住所及び代表者職・氏名を記載し，代表者印を押印すること。

(ｶ) 企画提案書とは別綴じとする。

（２）書類の提出

提出方法　　持参又は書留郵便等（提出期限必着）

提出期限　　平成２８年２月１０日（水）

提出場所　　〒２９４-８６０１　館山市北条１１４５番地の１

館山市教育委員会学校教育課（館山市役所本館３階）

TEL 0470-22-3694　FAX 0470-25-5605

E-mail　gakukyouiku@city.tateyama.chiba.jp

６　質疑応答及び説明会

本企画提案の内容に関する質疑は，次のとおり書面の提出によってのみ受け付ける。

（電話や窓口での口頭による場合においても，書面を提出すること。）。

（１）質疑について

ア　提出方法：質疑書（別紙：様式１）に質疑事項を記入し，持参，郵送，ファックス又は電子メール添付により提出すること。（持参以外は要電話連絡）

イ　提出場所：５－（２）に同じ。

ウ　提出期限：平成２８年１月２９日（金）　正午

エ　回答方法:質問に対する回答は,館山市ホームページにより公表する。個別回答はしない。

オ　回答日時：平成２８年２月２日（火）　正午

（２）説明会について

説明会は開催しない。

7　審査

（1）審査方法

提出された審査用企画提案書（社名等無）による書類審査，入札金額及びヒアリング審査の総合的な評価により委託候補者を選定する。

なお，公平な審査のために，審査員が提案者を特定することができないよう審査用企画提案書には社名等を記載せず，また，ヒアリング審査においても社名等を伏せた提案とする。

（2）審査内容及び評価基準

以下の評価基準について公正且つ厳正に審査を実施し，委託候補者を１者選定する。

企画提案審査を評価する基準は下表のとおりとし，最高で１００点とする。

なお，審査結果における合格基準は６５点とし，合格基準に達する者がいない場合は，本プロポーザルによる選定を行わないものとする。

［企画提案評価基準表］

評価項目	評価内容	評価点
業務に取り組む基本的な考え方	学校での児童生徒への英語指導という特殊な業務であるという観点で相応しい考え方であるか。	２０点満点とする
具体的な実施内容	児童生徒に生きた英語に接する機会を提供し，コミュニケーション能力の向上や国際理解教育の推進を図ることができるか。	２０点満点とする
業務執行体制	講師の指導力・経験等 講師の事前の教材研究 業者の講師に対する対応・研修等 業者の持っている教材や指導プランの質	２０点満点とする
業務実績	本業務に関する実績が豊富であり，求められる能力を備えているか。	１５点満点とする
その他業務実施に必要と考える事項	学校行事や特別活動等の教育活動においても，児童生徒と積極的に交流できるか。	１５点満点とする。
金額	金額の低い順に配点	１０点満点

（3）ヒアリング審査

上記５－（１）－アの企画提案書についてプレゼンテーション（提案詳細説明・デモンストレーション及び質疑応答）を行う。

ア　開催日時：平成２８年２月１５日（月）（時間未定：詳細は別途通知）

イ　開催場所：本市の指定する場所（詳細は別途通知）

ウ　プレゼンテーション時間：説明２０分程度，質疑応答１０分程度とする。

エ　機材の用意：スクリーン・プロジェクタ・ポインタは事務局で用意する。
（その他パソコン等必要な機材は参加者が用意すること。）
オ　プレゼンテーションは企画提案書の提出順に行う。
カ　提案者は，審査員に社名等を伏せた説明を行うこと。

（４）受託候補者選定結果

企画提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を基に，本業務の内容に最も適すると認められる者を選定する。

また，選定結果は，企画書を提出しヒアリング審査に参加した全ての者に対し，ファックス及び文書により通知する。

なお，評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとする。

８　その他

（１）提案者が全く無かった場合を除き，このプロポーザルは実施するものとする。
（２）提出された企画書等については，追加・削除等は原則として認めない。
（３）企画書等に必要な事項が全て記載されていない場合又は必要な要件を全て満たしていない場合は失格となる場合がある。
（４）企画書等は返却しない。但し，このプロポーザルにかかる審査以外に利用しないものとする。
（５）プロポーザルに要する経費は全て提案者の負担とし，このプロポーザルにかかる提案者への報酬は支払わないものとする。
（６）既成の写真・イラスト等を使用する場合は，必ず提出承諾を得てから行うこと。
（７）委託費上限を超えた経費内訳書を提出した者は，企画書の内容に関わらず当該プロポーザル失格とする。
（８）企画提案書を提出後にプロポーザルへの参加を辞退するときは，書面（任意書式）により，その旨を届け出ること。なお，提出期限までに企画書等の提出がされなかったとき，ヒアリングに遅れた場合はこのプロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。
（９）企画書の著作権は企画提案書提出者に帰属する。但し，館山市教育委員会が企画提案の報告の為に必要な場合は，企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

９　問合せ・質問・企画書等提出場所

館山市教育委員会学校教育課
〒２９４－８６０１
千葉県館山市北条１１４５－１
電話番号：０４７０－２２－３６９４
ＦＡＸ　：０４７０－２５－５６０５
E-mail　：gakukyouiku@city.tateyama.chiba.jp